

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	児玉町 蛭川 普濟寺線
供用開始の区間	深谷市榛沢字沖田三三〇番四地先から 同市榛沢字沖田三三二番五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和五年十一月十日
備考	平成二十四年七月二十七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第二十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始 である。 延長二四三・三五メートル